



神高監第 25 号
令和 6 年 1 月 22 日

神石高原町長 入江 嘉則 様
神石高原町議会議長 橋本 輝久 様

神石高原町代表監査委員 橋本 龍之

神石高原町監査委員 木野山 孝志

随時監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

1 監査の対象

子育て応援課 健康衛生課

神石高原町簡易水道及び飲料水供給施設等の水質検査実施状況について

2 監査実施日 令和6年1月19日(金)

3 監査の結果

簡易水道及び飲料水供給施設等の水質検査は、水道法第4条の水質基準に沿って定期に実施し、その結果は、何れも水質基準以下であり、不適合な数値には接しなかった。

引き続き町民の健康を守り、安全な飲料水を供給するよう努められたい。

有機フッ素化合物（総称 PFAS）の検査は、広島県水道広域連合企業団において実施予定であるが、その結果状況によっては、それぞれの該当施設管理課において適切に対応されたい。



神高監第 26 号
令和 6 年 1 月 22 日

神石高原町教育委員会教育長 政 宗 賢 治 様
神石高原町議会議長 橋 本 輝 久 様

神石高原町代表監査委員 橋 本 龍 之

神石高原町監査委員 木野山 孝 志

随 時 監 査 結 果 報 告

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

1 監査の対象

教育委員会事務局教育課

神石小学校の給水栓水の水質検査の実施状況・結果について

2 監査実施日 令和6年1月19日(金)

3 監査の結果

水質検査は、水道法第4条の水質基準に沿って定期に実施し、その結果は、何れも水質基準以下であり、不適合な数値には接しなかった。

引き続き児童・生徒、教職員等の健康を守り、安全な飲料水を供給するよう努められたい。

有機フッ素化合物（総称 PFAS）の検査は、広島県水道広域連合企業団において実施予定であるが、その結果状況によっては、適切に対応されたい。